

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第2回本部員会議 次第

日 時：令和2年2月4日（火）

9時15分から

場 所：防災危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について

(2) その他

新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について

1. 概要

(1) 患者等の発生状況

ア. 世界 (2/3 現在)

(ア) 中国 (中国疾病管理センターHP、2/3 現在)

死者 361 人、確定患者 17,205 人

* 中国では中等～重症者を対象として情報収集および検査を行っており、軽症例は発症者数に含まれていないと考えられる。

(イ) 中国以外 (世界保健機関 HP より、2月2日現在)

23 か国、146 人、死者 1 例

イ. 日本 (厚生労働省 HP より)

20 名 (患者および無症状病原体保有者)

ウ. 滋賀県

疑い例、感染者、患者のいずれも発生していない。

(2) WHO 緊急委員会

1 月 31 日 (日本時間)、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると公表した。

(3) 指定感染症への指定

2 月 1 日に感染症法の「指定感染症」と検疫法上の「検疫感染症」とするための政令が施行された。

2. 県の対応

疑い例の定義の変更および帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来を新たに設置することにより、本感染症に対する医療体制を変更する。また、これらの変更について、県民、医師会および病院協会等の関係機関等、県庁各部および関係地方機関へ**周知する。**

(1) 疑い例の定義

ア. 発熱または呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの

ウ. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航

又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

- エ. 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

(2) 今後の医療体制（別紙1、2）

ア. 帰国者・接触者相談センター

(ア) 目的

電話での相談を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する診察・相談を希望する方のうち、疑い例の定義に合致する方を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う。

(イ) 役割

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する診察・相談を希望する方から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・ 疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

(ウ) 設置場所

健康医療福祉部薬務感染症対策課
滋賀県内保健所

(エ) 受付時間

- ・ 健康医療福祉部薬務感染症対策課 平日、土日祝日 24時間
- ・ 滋賀県保健所 平日 8:30-17:15
- ・ 大津市保健所 平日、土日祝日 24時間

(オ) 設置時期

本日中（2020年2月4日）に設置する。

イ. 帰国者・接触者外来

(ア) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐ。

(イ) 役割

- ・ 検体採取、確定診断と入院管理を行う。

(ウ) 設置場所

滋賀県が指定した医療機関

(エ) 設置時期

本日中（2020年2月4日）に設置する。

ウ. 一般の医療機関における対応

患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で

判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ電話することを案内する。

Ⅰ. 一般電話相談窓口

(ア) 厚生労働省と同様に新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を、これまでと同様に設置する。

(イ) 本窓口の電話番号は厚生労働省および滋賀県のホームページに掲載し、県民へ周知する。

(ウ) 受付時間

・ 健康医療福祉部薬務感染症対策課	平日	8:30-17:15
・ 滋賀県保健所	平日	8:30-17:15
・ 大津市保健所	平日	8:40-17:25

(3) 確定例の発生時対応

ア. 厚生労働省に報告する。

イ. 新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催する。

ウ. 報道発表する。

エ. 濃厚接触者の特定と健康観察等

(4) 衛生科学センターの検査体制

1月31日に検査実施可能となった。

3. 県民の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。

県民の皆様におかれては、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に引き続き努めていただくようお願いします。

消毒には、アルコールが有効です。

本日、「帰国者・接触者相談センター」を開設します。

咳や発熱等の症状があって、2週間以内に次に該当する方は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡してください。

①武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

②「武漢市を含む湖北省への渡航歴がある人」との濃厚接触歴がある。

③新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触歴がある。

方です。

「帰国者・接触者相談センター」が症状などを聞き取ったうえで、専門の医療機関への受診方法を説明します。

くれぐれも、直接医療機関へ行かないでください。

4. 相談窓口対応件数

	1/29(水)		1/30(木)		1/31(金)		2/1(土)		2/2(日)	
	県民	医療機関等	県民	医療機関等	県民	医療機関等	県民	医療機関等	県民	医療機関等
県庁	10	11	9	17	11	23	4	11	4	4
6保健所	7	15	23	21	26	37	2	3	1	1

新型コロナウイルス感染症疑い患者発生時対応フロー (2020.2.4 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課)

新型コロナウイルス感染症に関する診察・相談を希望する方

↑ 帰国者・接触者相談センターへの
電話を案内する。

疑い例に合致する可能性がある
患者が受診した医療機関

電話

帰国者・接触者相談センター（疑い例の定義によるスクリーニング）

県庁健康医療福祉部薬務感染症対策課 滋賀県各保健所に設置

疑い例の定義

発熱(37.5度以上)かつ
呼吸器症状

+

曝露歴：いずれかを満たす

(ア) 確定したものと濃厚接触（発熱体温不問、軽症含む）

(イ) 発症前14日以内に湖北省への渡航歴がある。

(ウ) 発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していたものと濃厚接触歴がある。

(エ) 集中治療その他に準ずるものが必要であり、直ちに特定の感染症と診断できないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

疑い例の定義

(+)

※①

(-)

一般医療機関の受診勧奨

インフルエンザ等他疾患の診断

特定の感染症と診断できない

他疾患と診断

一般医療機関

※②

保健所 ※③

帰国者・接触者外来

（確定診断と入院管理）
滋賀県が指定した医療機関

※②

検体採取

新型コロナウイルス検査 ※④

(+)

感染症病棟

(-)

一般病棟

必要な検体

・ 上気道由来検体(咽頭ぬぐい液)

・ 下気道由来検体(喀痰)

※検体容器がない場合は保健所へ連絡し、持ってきてもらう。

【帰国者・接触者相談センター】

（薬務感染症対策課、滋賀県各保健所）

※① 定義に合致した患者について下へ連絡する。

- ・ 帰国者・接触者外来
- ・ 薬務感染症対策課もしくは関係する保健所

【帰国者・接触者外来】

※② 保健所へ検査実施もしくは他疾患であること等について連絡する。

※④ 検査結果により治療方針決定

【保健所】

※③ 下へ検査実施を連絡する。

- ・ 薬務 感染症対策課
- ・ 衛生科学センター

帰国者・接触者相談センターおよび一般電話相談窓口の電話連絡先（2020年2月4日現在）

	帰国者・接触者相談センター		一般電話相談	
	連絡先	受付時間	連絡先	受付時間
滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症対策課	080-2470-8042	平日、土日祝日 24時間	077-528-3632	平日 8:30-17:15
草津保健所	080-2522-3054	平日 8:30-17:15	077-562-3526	
甲賀保健所	080-8527-5165		0748-63-6148	
東近江保健所	080-8318-0938		0748-22-1300	
彦根保健所	080-2470-8465		0749-21-0283	
長浜保健所	080-2525-6322		0749-65-6660	
高島保健所	080-2522-7183		0740-22-2526	
大津市保健所	080-2409-1856	平日、土日祝日 24時間	077-522-7228	平日 8:40-17:25

新型コロナウイルスによる肺炎に関する情報について

本部員会議資料（国際課）

令和2年2月3日 17時現在

I 湖南省関連

1 中国国内の動き

(1)感染症危険情報（1月31日更新）（外務省発表）

- ・中国湖北省全域 レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）
- ・上記以外の地域 レベル2：不要不急の渡航は止めてください

(2)感染者数、死者数（2月3日午前0時現在）（中国国家衛生健康委員会発表）

- ・感染者数 17,205 名、死者数 361 名

(3)対策

- ・武漢では航空便や鉄道などの公共交通機関の運行を停止、許可された車以外の通行を禁止。湖北省全域で程度は異なるものの公共交通機関の運行を取りやめ。
- ・団体旅行と航空機とホテルをセットにしたパック旅行商品の販売中止。

2 湖南省内の動き

(1)省政府の対応

- ・「湖南省新型肺炎ウイルス対策本部」設置。中国共産党湖南省委員会直属とし、杜家毫書記が本部長に就任。
- ・湖南省から延べ 274 名の医療スタッフが湖北省内へ派遣。
- ・新型肺炎対応初期に、湖北省に対する緊急支援として、湖南省からマスクや防護服等の医療資材を大量に提供したことにより、湖南省内で医療資材がひっ迫している。

(2)感染者数、死者数（2月3日午前0時現在）

- ・感染者数 521 名、死者数 0 名

(3)県誘客経済促進センターの状況

①センター所長の状況

- ・1月31日(金)一時帰国。経過観察のため2週間の自宅待機中（在宅勤務）。
- ・一時帰国後も、湖南省駐在の日本人に対して必要な情報を提供するとともに、現地動向を確認する。
- ・長沙への再渡航時期は状況をみて判断。

②センター業務

- ・センター副所長が対応し、業務を継続中。

(4)交流事業への影響

①常德職業技術学院団

- ・2月24日(月)～28日(金)訪日予定。(対応未定)
- ・湖南省側から、延期したいとの連絡あり(2月1日)

②青少年スポーツ指導者視察団

- ・3月1日(日)～6日(金)訪日予定。(対応未定)
- ・視察先から、受入を見合わせたいとの連絡あり(1月29日)
- ・湖南省側から、延期したいとの連絡あり(2月1日)

3 県の対応

(1)新型肺炎対策への対応

- ・衛生科学センターからの依頼により、注意喚起のチラシの中国語翻訳を実施。

(2)外国人向けの取組

- ・県民メッセージ「新型コロナウイルス感染症について」、首相官邸発出の通知「新型コロナウイルス感染症に備えて」の多言語翻訳作業中。
- ・上記の中国語版の翻訳が完了したため、①市町多文化共生担当課②薬務感染症対策課③観光振興局(びわこビジターズビューロー宛転送依頼)へ情報提供済み。

II 旅行者関連

1 海外へ渡航する者への注意喚起

海外へ渡航するためにパスポートセンターに来所する県民に対し、注意喚起を行っている。

- (1) ホームページ(トップページ)に注意喚起のメッセージを掲載(広報課に依頼中)
- (2) 待合ホールに注意喚起の張り紙を掲出
- (3) 窓口で旅券を交付する際に、外務省による海外安全情報メール配信システム(たびレジ)への登録を呼びかけるパンフレットを配布

新型コロナウイルス感染症にかかる状況と対応について

本部員会議資料（県民活動生活課）

令和2年2月3日 17時現在

1 消費生活相談状況

(1) 県消費生活センターの相談状況

- ・マスクの高額転売について 1件
- ・航空券の解約について 2件

(2) 市町の相談状況

- ・パイオネットの検索では、現時点で報告は無い。

(パイオネット：国民生活センターが運営する、全国消費生活情報ネットワーク・システム。相談員が受け付けた消費生活相談情報はこのシステムに登録される。)

2 消費者庁の動向

- ・関係省庁から関係団体にマスクの安定供給への配慮について要請を行った旨をHPに掲載。(2/3)

3 県の対応

- ・消費者庁から情報提供があれば、県民へ情報提供を行う。
- ・市町へ最新の相談状況の確認を行う。